

社会福祉法人基山町社会福祉協議会令和4年度事業計画について

I 基本方針

長引く新型コロナウイルス感染拡大は社会全体、そして身近な地域に多大な影響を与えています。マスク着用、検温、消毒が必須となり、時には活動自粛を余儀なくされる中、コロナ以前の生活や環境を取り戻すために制度は拡充され、さまざまな施策が講じられています。地域において、狭間にあり支援の手が届かない状態にある方も見逃さないよう、そして希薄になってしまった繋がりを元の形に戻すために、働きかけときっかけが必要と考えます。

基山町社会福祉協議会は地域にお住まいのおひとりおひとりの直面された問題に寄り添い、解決に繋がるよう事業を実施し、ふつうにくらせるしあわせ、以前の生活を取り戻すための活動を福祉ととらえ、関係機関や団体と連携し制度だけでは補えないものを地域の皆さまの知恵、お力、思いやりをお寄せいただき、互いに支援していく体制を再構築していけるよう目標を掲げ事業を実施していきます。

また、令和4年度は第2次地域福祉活動計画の最終年度となり、その集大成となります。同時に検証、評価を行い、そこで得た結果を反映し社会情勢を踏まえた第3次地域福祉活動計画を策定し、更なる福祉の推進を目指します。

II 重点目標

1. 地域住民から寄せられる多様な生活課題に対し、関係機関と連携しながら、問題解決、不安解消に取り組んでいきます。また、法人後見事業の準備に取り掛かります。
2. 住民相互の助け合いを推進するため、日常のちょっとした困りごとや公的サービスでまかないきれない福祉ニーズを、地域の身近な人々で解決できるよう生活支援ボランティアの活動支援・育成を行います。
3. 福祉交流館では小学生が居場所として自由な時間が過ごせるきやまん広場、憩の家では多世代食堂事業を開始し交流の場を広げ地域との連携が出来るよう事業を展開します。
4. 事業の充実、発掘のための活動資金として必要な財源のため、本会事業活動への理解を深めていただけるよう広報活動を充実し、社協会費の会員加入の促進、また共同募金、寄附等の協力をいただけるよう努めます。

III 事業について

1. 法人運営事業

以下を開催し、基山町社会福祉協議会の運営を実施します。

- (1) 基山町社会福祉協議会一般会員及び特別会員の推進会議（4月区長会）
- (2) 理事会の開催（定款に基づき開催）
- (3) 評議員会の開催（定款に基づき開催）

- (4) 監査の開催 (定款に基づき開催)
- (5) 委員会の開催 (随時)
(総務・財務委員会及び企画・広報委員会、福祉委員会、生活福祉貸付委員会)
- (6) 初盆参り (8月)
- (7) 福祉サービス利用援助事業 (相談窓口、支援の計画、契約及び派遣)
- (8) 関係機関並びに福祉施設との連携協力
- (9) (新) 地域福祉活動計画の策定
- (10) (新) 後見受任に向けた準備活動

2. 老人福祉事業

町内の77歳以上の方々を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。

また、見守りが必要な方を対象に、安心して生活が出来るよう、関係機関と連携し近隣の方とのネットワークづくりを推進します。

- (1) 敬老会 (9月18日)
- (2) 見守りネットワーク事業 (通年)

3. 福祉推進事業

地域福祉の推進に努めている方や団体等を調査、推薦、表彰し、これからも継続されるよう支援します。

- (1) 戦病没者追悼式 (4月5日)
- (2) 戦病没者供養及び慰霊塔の管理 (通年)
- (3) 育英金贈呈 (運用委員会) (8月団体長会)
- (4) 福祉功労者表彰 (個人、団体) (9月18日)
- (5) 善行児童生徒表彰 (選考委員会) (2月団体長会)
- (6) 在宅寝たきり高齢者介護者手当 (3月)

4. 福祉育成・援助活動事業

福祉団体の研修会や交流会等の活動を支援し、助成を行います。

(遺族会、身体障害者福祉協会、基山町障がい者保護者の会、手話サークルきやまの手)

5. 福祉バス管理事業

会員等が福祉活動を通じて地域福祉を推進するため、福祉バスの運行をします。また、安心して利用していただける、福祉バスの適正な運行、整備管理を実施します。

6. 心配ごと相談事業

各種相談窓口を開設し、地域住民の不安や悩みに対応するよう努めます。

また、相談事業開設の広報と、必要に応じてケース会議や専門相談機関との連携を図ります。

- (1) 心配ごと相談 毎週水曜日 午前 (民生委員・学識経験者)

- (2) 行政書士相談 奇数月第2金曜日 午前 (行政書士)
- (3) 知的障がい児(者)相談 奇数月第2木曜日 午前 (基山町障がい者保護者の会)
- (4) ものわすれ相談 奇数月第3水曜日 午後 (オレンジクラブきやま)
- (5) 一般相談 随時受付

7. 福祉交流館運営事業

乳幼児から高齢の方まで誰もが気軽に集える交流拠点として、健康づくり、教養の向上及び世代間交流等を行います。また、小学生が放課後に居場所として、自由に参加でき、宿題や簡単なレクリエーションが行えるように部屋を開放します。

ボランティアや関係機関との連携を図り、利用しやすい施設になるよう努めます。

(1) 交流館事業

- ・きやまん農園 (週1回)
- ・おもちゃ図書館 (月2回)
- ・立ち寄りサロン (月1回)
- ・ふれあい麻雀 (月2回)
- ・脳トレタイム (月2回)
- ・(新) きやまん広場 (週4日)

(2) 情報提供事業

- ・福祉交流館イベント情報の発行 (月1回)
- ・きやま社協だより、ホームページ、広報きやまへの掲載

8. ボランティアセンター事業

町民ボランティア活動への参加の促進をするために、各種ボランティア講座を開催、情報提供等を通してボランティアの活動の普及啓発に取り組みます。

ボランティアを育成するとともに、個人ボランティアの活動や団体の運営等を支援します。また、サロン活動を通じ、住民のニーズを把握し地域福祉の推進に努めます。

- (1) ボランティア活動者の登録・育成・啓発
- (2) ボランティア相談の窓口
- (3) ボランティア活動の依頼・調整・派遣
- (4) ボランティア活動の支援
- (5) ボランティア協力校の支援
- (6) 基山町ボランティア推進協議会の支援
- (7) 各種ボランティア団体への支援
- (8) ふれあいいきいきサロン事業
- (9) ふれあいいきいきサロン協力員の設置
- (10) 福祉教育の推進
- (11) あそび場の開催 (憩の家と共催)

- (12) 講座開講
(生活支援サポーター、サロンレクリエーション、災害ボランティア等)
- (13) ボランティア情報紙発行、ホームページへの掲載
- (14) ふれあいのまちづくり推進会の開催
- (15) ボランティア保険加入の取扱い
- (16) ボランティア交流会の開催
- (17) 多世代交流サロン（茶話会）
- (18) (新) てつだう隊事業、及び生活支援サポーターの育成

9. 福祉資金貸付事業（低所得者層、高齢者、障がい者世帯等の方）

資金の貸付と必要な相談・支援により、安心して生活ができるように支援します。
また、借受後も生活意欲の助長、社会参加の促進を図り、償還が円滑に行われるよう支援します。

- (1) 佐賀県生活福祉資金貸付業務
(総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金)
- (2) 基山町福祉資金貸付業務（生業・生活・支度・修学・助産・葬祭）
- (3) 生活福祉資金審査委員会の開催（随時）

10. 共同募金配分金事業

皆様から寄せられた募金を財源とし、各団体や学校へのボランティア活動のための助成、子どもから高齢者までの世代間交流、高齢者が社会参加のきっかけづくりや子どもの心を育むことを目的とした事業を実施します。

また、地域の防犯未然防止等の、のぼり旗を準備し町内の安心・安全なまちづくり事業を行います。生活困窮者の緊急的支援など関係機関と連携のもと実施します。

歳末たすけあい義援金配分金事業では、在宅福祉や歳末ふれあい事業等の地域福祉を支援します。

(1) 一般募金配分金事業

①高齢者福祉活動

- ・ふれあいいきいきサロン対抗運動会（5月18日）
- ・ひとり暮らしふれあい事業（65歳以上）
 - バスハイク（6月、1月）
 - 食事会（10月JA女性部）
 - 交流会
- ・高齢者趣味の作品展（9月1日～4日）
- ・高齢者お祝い訪問（90、92、94歳以上）（10月）
- ・高齢者と子どものふれあいレクリエーション大会（10月29日）

②児童青少年福祉活動

- ・ふれあい事業（基山小、若基小、基山中、東明館中）

- ・学校ボランティアへの助成
(基山小・若基小・基山中・東明館中・東明館高)
- ・ピカピカウォークラリー (6月)

③福祉育成・援助活動

- ・きやま社協だより発行 (年4回)
- ・ホームページ管理・更新
- ・共同募金配分金助成金交付事業 (町内で活動するボランティア団体等)
- ・福祉育成援助活動 (町ボランティア推進協議会、サロン育成)
- ・ふれあいいきいきサロン協力員連絡会

④福祉機器貸与事業

(特殊寝台・車いす・ポータブルトイレ・入浴補助具等)

- ・福祉機器の整備
- ・自立支援及び介護の軽減

⑤地域における防犯や安全なまちづくり事業

- ・防犯や安全について住民意識の啓発 (のぼり旗の補充等)

⑥生活支援事業

- ・生活困窮者への緊急的支援
- ・フードドライブ
- ・(新) フードバンクの取組み開始

(2) 歳末たすけあい義援金配分金事業

- ・歳末たすけあい配分委員会
- ・歳末お見舞い (在宅者)
- ・歳末ふれあい事業 (団体)

1 1. シルバー人材センター事業

高齢者への就業の機会を提供し、健康や生きがいづくりを推進します。基山町の生涯現役促進地域連携協議会と連携し、新規会員の加入促進、就業先開拓に努めます。

登録会員への安全就業とマナーアップの徹底により、質の高いサービスを提供します。

- (1) センターの積極的運営と会員の増強
- (2) 家庭、民間企業、行政へのPR
- (3) 会員の技術向上及び安全就業のための研修会
- (4) 会員によるボランティア活動
- (5) 空き家空き地サポートサービス

1 2. 基山町多世代交流センター憩の家管理・経営事業

高齢者から子どもまで世代を超えた交流の拠点として、高齢者は趣味活動や体操など健康で生きがいづくりの事業、子育て世代には楽しく参加できるイベントで仲間づくりを行います。また、多世代食堂を新たに事業展開し、親子と地域住民の方が多

世代が交流できる事業も展開します。

憩の家だよりの発行、ホームページへの掲載等により憩の家の活動内容を更に周知します。

(1) 高齢者サークル

- ・手芸サークル（クラフト、リフォーム、編み物）
- ・折り紙（月1回）
- ・バスハイク（年3回、半日1回）
- ・囲碁、将棋（毎日）
- ・健康相談（月1回）
- ・介護保険相談（月1回）
- ・知って得するミニ講座（月1回）
- ・健康体操（気功教室、きやま元気サークル、ふまねっと）
- ・レクリエーション（月1回）
- ・シニアクッキング、おとこの料理サークル、季節食材の料理教室（奇数月1回）

(2) 多世代サークル

- ・(新) わくわく工作（月1回）
- ・(新) 多世代食堂（月1回）
- ・体験工房（年2回）
- ・音楽サロン（月1回）
- ・チクチク工房（毎月2回）
- ・トントン工房（年4回）
- ・ワークショップ（年6回）
- ・あそび場（偶数月1回）
- ・イベント（ハンドメイドフェア、憩の家フェスタ、障がい者就労支援事業所との交流）

(3) 子どもサークル

- ・リトミック（月1回）

(4) ボランティア受け入れ等による地域との連携

(5) 憩の家だよりの発行 月1回

(6) きやま社協だより、ホームページ、広報きやまへの掲載

1.3. 日本赤十字社事業

日本赤十字社の精神や事業内容を理解していただくとともに、各種講習会の開催に努めます。

- (1) 会員及び活動資金の募集
- (2) 各種講座の開催
- (3) 用具の貸し出し（鍋、テント）
- (4) 災害義援金に関すること